

お知らせ

令和6年6月1日から健康保険法等の改正により、入院時食事療養費の標準負担額が変わります。変更前後の金額は下表のとおりです。

[1食あたりの患者負担額]

区分	対象者の分類		改正前	改正後
			令和6年5月31日迄	令和6年6月1日～
A	市町村民税課税世帯の方		460円	490円
B	市町村民税課税世帯の方	・指定難病の方 ・小児慢性特定疾病の方	260円	280円
C	市町村民税非課税世帯で低所得者Ⅱの方	・過去1年間の入院期間90日以内の方	210円	230円
		・過去1年間の入院期間90日超の方	160円	180円
D	市町村民税非課税世帯で低所得者Ⅰの方		100円	110円

区分Bに該当する方は受給者証を、区分C・Dに該当する方は、加入されている医療保険の減額認定証又は、事前に保険証利用登録済のマイナンバーカードを、病院の窓口へご提示ください。